

京都市交通局管理規程第17号

京都市高速鉄道連絡運輸規程の一部を改正する規程を公布する。

平成28年3月31日

京都市公営企業管理者
交通局長 西村 隆

京都市高速鉄道連絡運輸規程の一部を改正する規程

京都市高速鉄道連絡運輸規程の一部を次のように改正する。

第11条第2号中「社団法人」を「一般社団法人」に改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(交通局営業推進室)